

産前産後期間の国民年金保険料の免除制度

国民年金第1号被保険者の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除され、その期間は保険料を納付したものとみなして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

また、産前産後の4か月の期間で保険料を納付していた場合は、申請により全額返金されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。（※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産で、死産、流産、早産された方を含みます）

産前産後の免除期間と対象者

平成31年4月以降の期間で、出産日が平成31年2月1日以降の国民年金第1号被保険者の方

届出について

出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の手続きも可能です。

届出先は市役所本庁舎、各総合窓口センター、出張所です。

必要書類

本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）・母子健康手帳

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118 / 鷹巣年金事務所国民年金課 ☎62-1490

産前産後期間の国民健康保険税の減額

令和6年1月より子育て世代の負担軽減のため、出産した方、出産予定の方にかかる産前産後期間の国民健康保険税を減額する制度が始まります。

対象	減額期間	減額内容
令和5年11月以降に出生した国民健康保険税納税義務者または被保険者がいる世帯	出産予定日の前月から（多胎妊娠の場合は3か月前から）出産予定月の翌々月（令和6年1月以降の期間が対象）	出産（予定）者の所得割額および均等割額

届出の方法

出産予定日の6か月前から市役所本庁舎、各総合窓口センター、出張所にて届出ができ、出産後の手続きも可能です。

必要書類

本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）・母子健康手帳

☎ 届出に関すること…市民課国保年金係 ☎62-1118 / 税額に関すること…税務課市税係 ☎62-1116

子育て世帯の皆さまへ

給付金の申請をお忘れなく！

1. 学生生活支援事業

■対象：住居を別にする大学生等を養育する保護者等

申請期限 **1月末まで** 補助金 **5万円**



▲詳細はこちら

事業の詳細は市ホームページ（こども課こども応援係）をご覧ください。

2. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

■対象：下記（1）から（3）のいずれかに当てはまる方

（1）公的年金等を受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方

（2）食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となった

ひとり親の方

（3）平成17年4月2日以降に生まれたお子さんを養育している方で、令和5年1月以降に

家計が急変し、収入が市民税非課税の方と同水準となった方

（令和5年度の市民税が非課税の方も該当します）

申請期限 **2月末まで** 補助金 **5万円**



▲詳細はこちら

☎ こども課こども応援係 ☎62-6638

防災かわら版

第12回

暴風雪に備える

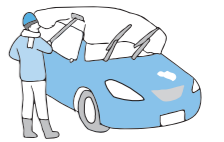
気象台から「数年に一度の猛吹雪」「外出は控えてください」といった気象情報が発表されたときは、雪を伴った強い風による被害に厳重に警戒してください。

① 暴風雪が予想されているときの外出は控えましょう

「暴風雪警報」などの気象情報が発表された際は、今その瞬間は晴れていても、数時間後には猛吹雪になる可能性が極めて高まっています。無理をせず、不要不急の外出は控えるようにしてください。

② 車の運転中に天候が急変したら

- 車の立ち往生を想定し、低体温症を防ぐための防寒着や毛布のほか、スコップ、けん引ロープなどを用意し、出発前には十分な燃料があることを確認しましょう。
- 吹雪で視界が悪いときは、安全な場所で一時停止し、天候の回復を待ちましょう。
- 路上に停車する場合は、ハザードランプを点滅し、停止表示板を置きましょう。
- 道路の吹きだまりが深いと、20センチ程の積雪でも車が発進できない場合があります。
- 車が雪に埋もれると、排気ガスで一酸化炭素中毒の危険が生じるため、原則としてエンジンを停止します。
- 寒さのためやむを得ずエンジンをかけるときは、排気管を確実に大気へ解放するとともに、周囲の雪を取り除いて再埋没を防いでください。



③ 家の出入り口や暖房機等の給排気口が塞がれていないか確認し、除雪してください

☎ 総務課危機管理係 ☎62-6602

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

2種類の給付事業についてお知らせします。

対象となる方には、1月以降順次支給通知等を送付しますので、内容をご確認ください。

① 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 1世帯あたり7万円を給付

① 住民税非課税世帯

世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※世帯全員が住民税が課税されている方の扶養家族である場合は給付金の対象外となります。

② 家計急変世帯

予期せず家計が急変したことで、世帯員全員が

「住民税非課税相当」の収入となった世帯
収入減少の対象期間 令和5年1～12月

対象世帯には支給通知または確認書が届きます。内容をご確認ください。

※以下の世帯は、別途申請が必要な場合があります。

- ・令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯
- ・令和5年度住民税が未申告の方がいる世帯 等

申請書類の提出が必要です

申請期限 令和6年**2月20日**(火)

※収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

② 灯油購入費助成事業 1世帯あたり8千円を助成

住民税非課税世帯

世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※詳細は、市ホームページをご確認ください。

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637



▲詳細はこちら